第 16 回沼津市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和6年11月11日(月)14:00~14:36
2 開催場所	沼津市役所 8階 801 会議室
3 出席委員	農業委員 : 15 名
	農地利用最適化推進委員:16名
農業委員	1 小野 民子 2 沖島 房義
	3 内田 茂隆 4 杉本 俊明
	5 久松 一也 6 原 泰一
	7 元杉 照彦 8 水口 満
	10 大村 溫績 12 原田 佳和
	13 加藤 久佳 15 佐野 良一郎 (副会長)
	16 秋山 清房 18 羽切 浩和
	19 武井 徳吉
農地利用最適化推進委員	20 廣瀨 正一 21 山田 髙雄
	22 脇田 敏夫 23 髙田 廣美
	24 鈴木 益之 25 欠員
	26 中村 和明 27 庄司 岩雄
	29 鈴木 良行 30 原 敏明
	31 大村 幸広 32 齋藤 仁
	33 角田 政義 36 長濵 秀典
	38 日吉 祥之 39 大島 芳夫
	41 内田 和秀
4 欠席委員	農業委員 : 4名
	農地利用最適化推進委員:5名
農業委員	9 白岩 和子 11 川口 修
	14 相磯 猛 17 鈴木 孝雄 (会長)
農地利用最適化推進委員	28 深澤 貞博 34 川口 洋芳
	35 笹原 文彦 37 海瀬 好和
	40 山本 比呂志
5 事務局職員	局長 青木 栄一、係長 荻野 雅之、主査 黑木 賢治
	主任 望月 良太、主事 日吉 菜々子、事務員 戸田
	海渡

6 議事日程

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する 許可決定について

議第 40 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議第 41 号 農地法第3条の規定による許可後の計画変 更申請について

議第 42 号 農地法第5条の規定による許可後の計画変 更申請について

議第 43 号 農用地利用集積計画について

議第 44 号 農用地利用集積等促進計画について

報第 16 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地 転用届出に対する受理について(専決)

報第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地 転用届出に対する受理について(専決)

報第 18 号 農地法第3条の取消願について 報第 19 号 農地法第5条の取消願について

7 会議の概要

事務局長

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から第 16 回沼津市農業委員会定例総会を開会します。開会にあたりまして、委員定数 19 名中出席委員 15 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会は成立しておりますことをご報告します。

それでは、議事進行に移りたいと思いますが、本日鈴木会長が都合により欠席のため、沼津市農業委員会規程第3条第3項により、副会長が会長の職務を代理することとなっておりますので、以降の議事進行は佐野副会長にお願い致します。

議長

皆さん、本日はご苦労様でございます。

議事に入る前に、本日の議事録署名人を議長から指名いたします。 本日の議事録署名人は、16番の秋山清房さんと18番の羽切浩和さん にお願いします。 議長

それでは、議事に入ります。

1ページについての、議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

(議第39号農地法第3条許可・整理番号25~27番について説明)

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、整理番号 25 番について、 金岡地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。

金岡地区委員

10月31日、地区委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。

議長

ありがとうございます。次に、整理番号 26 番、27 番について愛鷹 地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。

愛鷹地区委員

10月31日、地区委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。

議長

ありがとうございました。ただいまの事務局説明、及び各地区委員 からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。

(質疑なし)

議長

採決いたします。議第39号について、原案のとおり許可してよろ しいでしょうか。 (異議なし)

議長

異議なしということで、議第 39 号について、原案のとおり許可と いたします。

次に2ページについての、議第40号「相続税の納税猶予に関する 適格者証明願について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

(議第40号納税猶予・整理番号3番について説明)

議長

事務局からの説明が終わりました。それでは、整理番号3番について、大岡地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。

大岡地区委員

10月31日、地元委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。

議長

ありがとうございました。ただいまの事務局説明及び大岡地区委員 からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。

水口委員

はい。

議長

水口委員。

水口委員

納税猶予の現地調査はどのようなことを見ているのか。

事務局

農業を営んでいるかどうかを確認しています。

水口委員

わかりました。

議長

他に質疑はありますか。

(質疑なし)

議長

採決いたします。議第 40 号について、原案のとおり許可してよろ しいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしということで、議第 40 号について、原案のとおり許可と いたします。

次に3ページについて、議第41号「農地法第3条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

(議第 41 号農地法第3条計画変更・整理番号1番~3番について説明)

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、整理番号1番から3番について、浮島地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。

浮島地区委員

10月31日、地元委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。

議長

ありがとうございました。ただいまの事務局説明及び浮島地区委員 からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。

(質疑なし)

議長

採決いたします。議第 41 号について、原案のとおり許可してよろ しいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしということで、議第 41 号について、原案のとおり許可と いたします。

次に、4ページから5ページにかけての、議第42号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

(議第 42 号農地法第 5 条計画変更・整理番号 1 番~3 番について説明)

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、整理番号1番から3番について、浮島地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。

浮島地区委員

10月31日、地元委員、事務局職員で現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。

議長

ありがとうございました。ただいまの事務局説明及び浮島地区委員 からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。

(質疑なし)

議長

採決いたします。議第 42 号について、原案のとおり許可してよろ しいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしということで、議第 42 号について、原案のとおり許可と いたします。

次に、6ページから12ページにかけての、議第43号「農用地利用 集積計画について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

(議第43号農用地利用集積計画について説明)

議長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑がありましたら伺います。

(質疑なし)

議長

採決いたします。議第 43 号について、原案のとおり許可してよろ しいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしということで、議第 43 号について、原案のとおり許可と いたします。

次に、13ページから15ページにかけての、議第44号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

(議第44号農用地利用集積等促進計画について説明)

議長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑がありましたら伺います。

(質疑なし)

議長

採決いたします。議第 44 号について、原案のとおり許可してよろ しいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしということで、議第 44 号について、原案のとおり許可と いたします。 議長

次に報告事項に入ります。16ページについての、報第16号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について」17ページから20ページにかけての、報第17号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について」21ページについての、報第18号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」22ページについての、報第19号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を事務局より一括して報告をお願いします。

事務局

(報第 16 号農地法第 4 条届出・整理番号 16 番~19 番について説明) (報第 17 号農地法第 5 条届出・整理番号 56 番~75 番について説明) (報第 18 号農地法第 3 条取消・整理番号 1 番~ 4 番について説明) (報第 19 号農地法第 5 条取消・整理番号 1 番~ 4 番について説明)

議長

ただいまの事務局の報告について、発言のある方は挙手願います。

小野委員

はい。

議長

小野委員。

小野委員

今回の取消願の所有者と先ほど審議した計画変更申請は農地の所 有者が同一ですね。取消した土地は同じように新たな会社が引き継ぐ のでしょうか。

事務局

現時点では申請はでてきておりません。

小野委員

わかりました。

議長 他に発言のある方はいらっしゃいますか。 (質疑なし) 議長 特に発言がないようですので、報第16号、17号、18号、19号につ いて報告があったことご了承願います。 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しましたの で定例総会を閉会いたします。 皆様、ご苦労様でした。